

条例の基本コンセプト（波線部修正）

1 条例のコンセプト

- (1) 聴覚障害に関し、全国に先駆けた取組を多く行ってきた京都府らしい条例
- (2) 手話の言語性を認めるとともに、聴覚障害のある人が、本人の希望に応じ、手話、要約筆記、触手話等の多様なコミュニケーション手段を選択できる環境を整備する
- (3) 府民が、手話、要約筆記、触手話等の多様なコミュニケーション手段を認識・理解し、聴覚障害のある人もない人も、安心していきいきと暮らせる地域社会づくりを目指す

2 条例の基本理念

- (1) 手話は言語であることを認める
- (2) 手話を獲得・習得・使用できる環境を整備する
- (3) 府民が、ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等の障害を正しく理解し、多様なコミュニケーション手段を認識し、普及する
- (4) ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等（加齢に伴い難聴等になった人等も含む。）が主体的に社会参加できるよう、本人の希望に応じたコミュニケーション手段を確保する
- (5) 普及啓発及びコミュニケーション手段の確保における行政の責務を明確にするとともに、支援者の養成、民間活動の支援等を通じて、聴覚障害のある人もない人も、安心していきいきと暮らせる地域社会づくりを目指す